

コマーシャルカード会員規約

■改定内容一覧

2022年4月1日改定

| 改定前の 条番 | 改定前の 項番 | 改定後の 条番 | 改定後の 項番 | 改定前 | 改定後 |
|------------|------------|------------|------------|--|---|
| 1 | 7 | 1 | 7 | 7. 当社がカード使用者に対し発行するコーポレートカードと当該カードに係るカード情報（ カード表面 のカード使用者名、カード番号、カードの有効期限ならびに暗証番号および裏面のセキュリティコードをいう）を併せて「カード」といいます。 | 7. 当社がカード使用者に対し発行するコーポレートカードと当該カードに係るカード情報（ カードに記載 のカード使用者名、カード番号、カードの有効期限ならびに暗証番号および裏面のセキュリティコードをいう）を併せて「カード」といいます。 |
| 3 | 2 | 3 | 2 | 2. カード使用者は、当社からカードを貸与されたときは、直ちに、 カード表面 に記載された氏名がカード使用者自身のものであることを確認のうえ、所定の署名欄に当該カード使用者自身の署名をするものとします。所定の署名欄に自署したカード使用者本人でなければ、当該カードを使用することができないものとします。 | 2. カード使用者は、当社からカードを貸与されたときは、直ちに、 カード に記載された氏名がカード使用者自身のものであることを確認のうえ、所定の署名欄に当該カード使用者自身の署名をするものとします。所定の署名欄に自署したカード使用者本人でなければ、当該カードを使用することができないものとします |
| 3 | 3 | 3 | 3 | 3. カード使用者は、他人にカードが利用されないことがないよう善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。 (1) カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。 (2) 飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。 (3) 覚えのない 相手からの電子メールへの返信や、 アクセスしたくないサイト等に カード情報 を能動的に入力すること。 (4) 理由の 如何 を問わず、カードの管理を第三者（家族を含みません。以下同じ）へ委ねること。 | 3. カード使用者は、他人にカードが利用されないことがないよう善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。 (1) カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。 (2) 飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。 (3) 覚えのない 相手等からの電子メールや SMS、およびソーシャルネットワークサービス等のソーシャルメディアを通じての返信や、 アクセスしたくないサイト等に カード情報等 を能動的に入力すること。 (4) 理由の いかん を問わず、カードの管理を第三者（家族を含みません。以下同じ）へ委ねること。 |
| 3 | 7 | 3 | 7 | 7. カードが第三者によって不正利用されているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものと、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。 | 7. カードが第三者によって不正利用をされているまたはそのおそれがあり、不正利用を回避するため当社が必要と認めた場合、会員に事前の通知なく直ちに当社はカード利用の停止、またはカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものと、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。この場合、会員は、当社が行う不正な利用の被害に関する調査に協力するものとします。 また、上記の措置により保留または拒否となったカード利用について、カード使用者が再度利用しようとする場合は、カード使用者自身があらためてカード利用のための操作を行うものとします。 |
| 30 | 1 | 30 | 1 | 1. カード使用者は、加盟店にカードを提示し、 所定の売上票にカード裏面の署名と同じ署名を行うことにより、商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。ただし、加盟店に端末機が設置されている場合には、その所定の手続きに従っていただくことがあります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、注文書への署名等当社指定の方法によるものとし、カードの提示を省略できる場合があります。また、当社が適当と認めた加盟店（インターネット等によるオンライン取引等を行う加盟店を含む）においては、売上票への署名を省略または署名に代えて暗証番号を端末機に入力する等当社が適当と認める方法によって商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。 | 1. カード使用者は、加盟店にカードを提示するとともに、 カード使用者自身が所定の端末機に暗証番号を入力することもしくは読み取らせることにより、または所定の売上票等にカードの署名と同じ署名をすることにより商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。ただし、端末機の故障の場合もしくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。 |
| 30 | 2 | 30 | 2 | 2. カードの種類が IC カードの場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、カード使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合もしくは別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。 | 2. 前項の規定にかかわらず、カード使用者は通信販売等当社が適当と認めた一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報等を通知することにより商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。この方法でカード利用する場合、加盟店によっては本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方法によることを求める場合があります。この場合にはカード使用者は当該方式にしたがってカード利用するものとします。 |
| 30 | 4 | 30 | 4 | 4. 当社は、カード使用者のカードが第三者によって不正に利用されるおそれがあると判断した場合、 端末機を通じ 、カード使用者のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、カード使用者は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。 | 4. 当社は、カード使用者のカードが第三者によって不正に利用されるおそれがあると判断した場合、カード使用者のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、カード使用者は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。 また、上記の措置により保留または拒否となったカード利用について、カード使用者が再度利用しようとする場合は、カード使用者自身があらためてカード利用のための操作 |

